

平成30年千葉市教育委員会会議  
第12回定例会会議録

千葉市教育委員会



- 1 開会  
磯野教育長より開会を宣言
- 2 会議の成立  
過半数の委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名  
磯野教育長より藤川委員を指名
- 4 会期の決定  
平成30年12月19日（1日間）ということで全委員異議なく決定
- 5 会議録の承認  
平成30年第9回定例会及び第10回定例会会議録を全委員異議なく承認
- 6 議事日程の決定  
議事日程を全委員異議なく決定

## 7 議事の概要

### (1) 報告事項

報告事項(1) 平成30年第4回千葉市議会定例会について

國方総務課長より報告があった。

報告事項(2) 学校体感デーの実施報告について

伊原企画課長より報告があった。

報告事項(3) 平成30年度研究指定校研究報告会について

中嶋教育指導課長より報告があった。

### (2) 議決事項

議案第48号 行事の共催及び後援に関する規程の一部改正について

國方総務課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第49号 千葉市図書館管理規則の一部改正について

太田中央図書館情報資料課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

### (3) 発言の要旨

報告事項(1) 平成30年第4回千葉市議会定例会について

磯野教育長 報告事項(1)「平成30年第4回千葉市議会定例会について」、総務課長、説明をお願いします。

國方総務課長 報告事項(1)「平成30年第4回千葉市議会定例会について」ご報告いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

第4回千葉市議会定例会でございますが、11月27日から12月14日までの会期で、議案質疑、教育未来委員会、代表質問などが行われました。

次に、2にあります審議状況でございますが、30年度一般会計補正予算議案につきましては、教育未来委員会の審査を経て、12月14日の本会議において可決されました。

次に、3の議案質疑等でございますが、議案質疑につきましては、通告者5人全員が教育委員会に関する質疑を行いました。

代表質問は4会派から通告があり、全ての会派が教育委員会に関する質問を行いました。

議案書2ページをお願いいたします。

一般質問では、23人の通告者のうち9人が教育委員会に関する質問を行いました。

主な質問の内容は記載のとおりでございます。

最後に、請願の審査でございますが、「千葉市の教育に関する請願」があり、教育未来委員会の審査を経て本会議において「不採択」とされました。

平成30年第4回千葉市議会定例会に係る報告については以上でございます。

ご不明な点や説明を要する点がございましたら、事務局までお問い合わせください。

以上でございます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。  
よろしいですか。

## 報告事項(2) 学校体感デーの実施報告について

磯野教育長 次に、報告事項(2)「学校体感デーの実施報告について」、企画課長、説明をお願いします。

伊原企画課長 報告事項(2)です。3ページをご覧ください。

「学校体感デー」について、ご報告させていただきます。

本事業の趣旨ですが、より多くの市民に、学校を身近に感じ、ご理解いただくため、学校の実際の授業を見学していただくというものです。

開催日と開催校は、資料のとおりです。今年度は新たな試みといたしまして、市立千葉高校でも開催し、2つの小学校、1つの中学校の合計4校となっております。11月10日の都賀の台小

学校には、和田委員にもご参加いただきました。ありがとうございました。

参加人数は、延べ人数94人で、昨年度と比べて37人増加となりました。

昨年度から変更した点が3つあり、これらは参加者の増加に影響していると考えております。

1つ目は、保健体育課の給食試食会との合同開催を2つの小学校で行ったこと、2つ目は、市民の関心の高い市立千葉高校で開催したこと、3つ目は、小学校の近隣の幼稚園・保育園を通して、チラシを配布したことです。

学校別に見ますと、昨年度同様、小学校のほうが参加者が多く、参加者を年代別に見ますと、就学前のお子さんを連れた30代、40代の保護者が多い傾向にあります。就学前に学校を見ておきたいというニーズの高さが伺えます。

アンケート及び集計結果につきましては、次のページをご覧ください。

右側の円グラフを見ても分かるとおり、本市の学校教育に対する理解や興味関心に関する質問に対し、ほとんどの参加者は肯定的な回答でありました。

イベントを知ったきっかけについてですが、一番多かったのは、「市政だよりを見たから」という回答でした。今年度、新たに行った幼稚園・保育園へのチラシの配布については、結果としては少数ですが、そこから保護者同士誘い合わせて来た例もありましたので、一定の効果はあったものと考えています。

2番目の棒グラフ、イベントを申し込んだ理由についてですが、一番多かったのが、「校内の雰囲気を感じてみたかった」というもので、気軽な気持ちで申し込まれてきた方が学校教育に関心を持ち、学校教育について知ることができたと感じていただけたということは、成果であると考えております。

また、「今後市立学校に通う予定がある」という理由を選んだ方も多く、小学校就学前に学校を見ておきたいという方と、高等学校で開催したことで、高校受験を見据えて、学校の授業の様子を見たいという方が多く参加したようです。

自由記述欄から、主な意見を幾つかご紹介いたします。

「地域の人が学校の現場を見ることができるのはとても良いことだ」という、このイベントの趣旨にかかわる肯定的な意見をい

いただきました。

また、「大型モニターを使用した授業、パワーポイントを使用した子どもたちの発表など、昔の授業との違いに驚いた」という意見も多くありました。

さらに、「子どもたちがみんな挨拶をしてくれた」など、子どもたちの礼儀正しさや、活気のある雰囲気に対するお褒めの言葉もございました。こういった部分は、実際に校内に入って見ていただいたからこそ、伝わる部分であると考えています。

「学校体感デー」についての報告は以上でございます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

中野委員 以前、このような企画に教育委員全員が参加して、それから、ほかの参加者の方たちと意見交換会を行ったと思えますけれども、その企画とは別のものでしょうか、同じものでしょうか。もし同じものであれば、今後、前と同じように学校体感デー終了後の意見交換会といった企画はあるのでしょうか。

伊原企画課長 一番初めの学校体感デーは、その後、続けて、教育委員の皆様と意見交換会を行ったもので、場所は、緑町中学校でございました。その後、学校体感デーと意見交換会を分けまして、今年度は、意見交換会はPTAの連絡協議会の役員の方々で行いまして、それとは別に、こちらの学校体感デーのほうは、4会場で開くということで行っております。来年度も別々にやっていく予定になっております。

中野委員 PTAの方々との意見交換会は、意味はあると思うのですが、こういう企画に参加された方々との意見交換会も良かったと記憶しておりまして、私の希望ですが、PTAの方々との意見交換会とは別に、前と同じように、学校体感デーに参加された方々との意見交換会をやっていただけると、ありがたいです。

磯野教育長 では、事務局のほうで意見として検討願います。

伊原企画課長 分かりました。

磯野教育長 そのほかどうでしょう。

和田委員 前回の定例会でも申し上げたかもしれないのですが、私も保護者の方、市民の方に混じって見学をさせていただきました。やはり市民の方が年々興味を持ってきてくださっているなというのを感じまして、その情報ソースとして、ちば市政だよりが多いということなのですが、先ほどもご説明にありましたように、近隣の幼稚園・保育園に配っているチラシが、今後、恐らく大きく

広がっていくのではないかなと思います。ぜひ今年度はここが少なかつたからやめてしまおうとかいうことではなくて、情報の周知にもつながると思いますので、ぜひ近隣の未就学児童のいる幼稚園・保育園などの施設への配布を今後も続けていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

磯野教育長 そのほかどうでしょうか。  
よろしいですか。

### 報告事項(3) 平成30年度研究指定校研究報告会について

磯野教育長 次に、報告事項(3)「平成30年度研究指定校研究報告会について」、教育指導課長、説明をお願いします。

中嶋教育指導課長 報告事項(3)「平成30年度 研究指定校研究報告会について」、報告します。資料の5ページをご覧ください。

教育委員会では、毎年、本市の今日的教育課題並びに学校教育の課題解明を目的として研究校を指定しています。指定された課題や各学校が設定する研究主題の調査・研究を進め、その成果をもって、本市教育の充実を目指しているところです。今年度は21校を研究指定校に定め、そのうち7校が報告会を実施し、「確かな学力」の育成を目指した「わかる授業の推進」や「豊かな心」、「健やかな体」を育む教育実践の成果を報告いたしました。

7校の研究主題につきましては、資料をご覧ください。今日的な教育課題である小・中一貫教育や新学習指導要領の円滑な実施に向けた道徳教育や外国語教育の充実、主体的な学び、対話的な学び、深い学びを目指した算数科、理科、生活科、保健体育科の実践報告が行われました。どの報告会にも多くの参観者が訪れ、報告会後の講演にも熱心に耳を傾け、メモを取る姿や協議会で活発に意見を交わし合う姿が見られました。

全体として、教員としての資質向上を目指した若年層教員の参加が多く、本人及び管理職がよき研修の機会と捉えていることが伺えました。

初任者研修の一環として、研究報告会に参加した初任者からは、「児童の発達段階に即した授業を担当の持ち味を生かして行っていた。授業の流れに一貫性を持たせていた」、「日々の積み重ねの大切さを学んだ」、「学級掲示や児童への声掛けの工夫など学ぶことが多く、自分の学級経営に活かしたいと思った」などの声も届いております。さらには、授業を展開した若年層教員の成

長も実感することができました。

今後は、これらの研究成果を広く市内の学校で共有してまいります。

教育委員の皆様方には、複数の研究指定校の報告会にご出席いただき、ありがとうございました。

以上です。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

和田委員 私も12月に2つの学校に参加させていただきまして、今年も大変勉強になりました。ありがとうございました。教育課題の解明が目的であるがゆえに、どうしても、成果の報告というところに重点が置かれて、こんなにすばらしく子どもたちが成長したとか、教員もこれだけ成長することができたというようなご報告になるのは当然だと思います。ただ、ご講演の中にもヒントがあったので、私も何年も伺っていて、改めて感じたのですけれども、今後の課題とか現在どんな課題があるか、これだけ2年間やってきたけれども、ここがどうしても解決できなかったというような課題こそ今後の成長につながると感じました。成果が報告ということにどうしても表立ってはなってしまうのかもしれませんが、ぜひ課題というか、解決できなかった部分を共有できるようにお願いしたいと思います。

中嶋教育指導課長 ありがとうございます。次年度の研究につなげるという意味で課題を明らかにしていくことは大事なことと考えます。4月に研究指定校を集めた説明会がありますので、その場で課題をしっかりと伝え、共有を図っていきます。

磯野教育長 そのほかどうでしょうか。

よろしいですか。

議案第48号 行事の共催及び後援に関する規程の一部改正について

磯野教育長 次に、議決事項にかかわる審議に移ります。

議案第48号「行事の共催及び後援に関する規程の一部改正について」、総務課長、説明をお願いします。

國方総務課長 議案第48号、「行事の共催及び後援に関する規程の一部改正について」ご説明いたします。

議案書は7ページとなりますが、本日は、参考資料によりご説明いたします。参考資料の1ページをご覧ください。

初めに、1の「改正の趣旨」ですが、本議案は、申請書等の押



印見直しに伴う所要の改正を行うほか、規定の整備を図るため、「行事の共催及び後援に関する規程」の一部を改正することについて、議決を求めようとするものであります。

2の「改正の概要」についてですが、改正する内容といたしましては、3点でございます。

まず、1点目といたしましては、申請書への押印及び自署を不要といたします。現在、法人の場合は記名押印を求めており、法人以外でも、自署または押印を求めておりますが、市民の負担軽減を図るため、必要事項が記載してあれば、押印及び自署はいずれも求めないこととし、それに伴い様式を改正いたします。

2点目といたしましては、共催及び後援の可否について、「文書にて通知する」とのみありましたが、改正後は承認・不承認の通知書について新たに様式を定めます。

そのほか、「共催（後援）承認申請書」の「収支予算」及び「後援行事実績報告書」の「収支決算」の項目の下にそれぞれ「収入の部」及び「支出の部」の表を設けるなど、様式を改正いたします。

最後に3点目でございますが、共催及び後援の承認の基準について、包括条項を設けます。

施行日は公布の日からを予定しております。

規程の改正部分の詳細につきましては、参考資料2ページ以降の新旧対照表に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。

ご意見もないようですので、それでは、議決に移ります。議案第48号「行事の共催及び後援に関する規程の一部改正について」を、原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

（「はい」という声あり）

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決します。

議案第49号 千葉市図書館管理規則の一部改正について

磯野教育長 次に、議案第49号「千葉市図書館管理規則の一部改正について」、中央図書館情報資料課長、説明をお願いいたします。

太田情報資料課長 議案第49号「千葉市図書館管理規則の一部改正について」ご説明いたします。

議案書の13ページをお開きください。

説明につきましては、参考資料で行います。参考資料の9ページをご覧ください。

本議案は、図書館において利用者が図書館の指定する期間内に賠償しない場合の貸出停止等の対応及び寄贈後の資料取り扱いについての明記など、所要の改正を行うほか、規定の整備を図るため「千葉市図書館管理規則」の一部を改正することとし、千葉市教育委員会組織規則第8条第2号に基づき、議決を求めようとするものであります。

次に、「改正の内容」について、説明いたします。

1番目の、貸出の停止についてですが、図書館資料を亡失、汚損、破損した利用者が、賠償をしない事例があることから、図書館の指定する期間内に賠償しない場合、貸出期間経過後も返却をしない利用者と同様に貸出の停止、または登録の取り消しができるよう所要の改正を行うものです。

2番目の寄贈・寄託についてですが、千葉市では年間2万冊以上、平成29年度は2万冊弱になりますが、の寄贈本を受け入れております。現在は受け入れの際、口頭で寄贈申込後の取り扱い方法を説明し、他の公共施設への譲渡や廃棄を含む処理について図書館に一任していただいております。

寄贈者に確実に了解をいただいたうえで図書館の蔵書以外の有効利用を図れるようにするため、寄贈・寄託の申込書を分離し、寄贈申込書には今までの口頭で説明していた寄贈申込後の資料の取り扱いについての了解事項を明記するなど、所要の改正を行うものです。

3番目の様式第1号の修正ですが、平成31年5月1日に予定される天皇の即位による元号変更に対応するため、様式中、生年月日欄の元号等の選択区分表記を削除するものです。

4番、参考といたしまして、10ページに資料を添付しております。

次に「具体的な内容」について、参考資料11ページの新旧対照表をご覧ください。

11ページから12ページにつきましては、不要な句点の削除を行うものです。

次に、12ページの第15条「貸出の停止」についてですが、今まで図書館資料の貸出を受けたものが貸出期間経過後もなお返却をしないときは貸出の停止を行ってまいりました。今回、新

たに「(2) 第7条の規定において、相当の期間経過後も賠償しないとき」と「(3) この規則に違反したとき、または不正な行為をしたとき」について、貸出の停止または登録を取り消すことができるようにするものです。

次に、第23条の寄贈及び寄託についてですが、現在図書館に図書館資料を寄贈し、または寄託しようとするものは、図書館資料寄贈・寄託申込書(様式第4号)を提出することとなっておりますが、新たに様式を分け、寄贈しようとするものは図書館資料寄贈申込書(様式第4号)を、寄託しようとするものにつきましては、図書館資料寄託申込書(様式第5号)を提出することに変更するものです。

様式については、14ページをご覧ください。

新たな様式第4号は、寄贈専用の申込書とし、資料の取り扱いについては、図書館に一任すること、また、留意事項としまして、蔵書として受け入れない場合は他の公共施設などでの活用のほか、やむを得ない場合は廃棄すること、受け入れの可否の結果や所在調査のお問い合わせ、礼状の送付などについては対応しないことを記載しております。

また、寄託申込書は新たに別様式として様式第5号といたしました。

ページを戻りまして、13ページをご覧ください。こちらは様式第1号、利用申込書ですが、様式中、氏名欄の下、生年月日欄の元号等の選択区分表記を削除するものです。

施行日につきましては、平成31年4月1日といたします。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

藤川委員 ご説明ありがとうございます。参考資料10ページの3番のところでございますが、本年度は4月から10月で40冊と、このままのペースでいくと、60とか70といった数字で、明らかに過去よりも数字が大きいと思うんですね。この部分で、何かこのように弁償手続きがなされないものが増えている理由が何かあるのか、それとも、現時点ではまだ手続きがされていないけれども、今後、それなりの冊数について弁償手続きがなされるという見込みがあって、これはあくまでも途中経過的なものなのか、今年度の10月まで40件と記載されたことについてご説明いただけますでしょうか。

太田情報資料課長 こちらにつきましては、まだ、本を探しているなど、弁償手続きの作業中ということで、数が多くなっておりますが、この場合も結局は、例年に比べて件数は大きく変わらないと見込んでいます。

藤川委員 特に非常に多いということではないですね。

太田情報資料課長 その通りでございます。

藤川委員 承知しました。ありがとうございます。

磯野教育長 そのほか、どうでしょうか。

小西委員 細かい点で大変恐縮ですが、12ページの第15条の新しいところ、貸出の停止をつけ加えたところですが、この「相当の期間経過」というのは、大体どのぐらいの期間を想定されているのですか。

太田情報資料課長 こちらにつきましては、およそ1か月程度を想定しております。

小西委員 1回貸出を停止したり登録を取り消したりなどをされた方というのは、例えばその後に賠償などをしても、また登録はできるのでしょうか。

太田情報資料課長 本を返していただければ、その段階ですぐに貸出の停止は解けます。貸出の停止というのはあくまで返却がない場合や、今回の場合は、弁償されていない方について、貸出の停止ということをとらせていただきますけれども、返却や弁償をしていただいた段階で、すぐに解除します。

小西委員 再登録ではなく、解除のようなものですね。

太田情報資料課長 はい。

小西委員 ありがとうございます。

磯野教育長 ほかによろしいですか。

では、その他、質問がないようですので、それでは、議決に移ります。議案第49号「千葉市中央図書館管理規則の一部改正について」を、原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決します。

## 8 その他

第1回定例会は、事務局において日程を調整の上、開催日を決定することと

した。

9 閉会  
磯野教育長より閉会を宣言